

第 3 章

市政への提言と 指 針

市民生活と行政を取り巻く社会・経済情勢の変化には著しいものがありますが、そうした変化の中で、市政にとって新しい課題が数多く生み出され、新たな取組や施策の質的転換が求められています。

本市では、当面する課題について、懇談会・審議会を設置して市民の皆さんや学識経験者等の意見を求めたり、各種の調査研究を依頼し、また行政内部に検討のためのプロジェクトを設けて調査研究を行い、それらの結果に基づいて行政計画の立案・策定を行っています。

ここでは、それらのさまざまな課題について、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの間に提出された答申等のダイジェストを収録しました。

横浜市民意識調査

政策局政策課

令和 3 年 3 月報告

■背景と経過

市政全般について全市を対象とする唯一の意識調査で、昭和 47 年度から毎年継続して実施しています。市民の皆さんの日常生活について、意識と行動の両面からとらえ、生活意識や生活構造を明らかにし、その結果を市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的としています。

調査項目は、ほぼ毎年継続して質問する項目（現住地居住年数、定住意向、生活満足感、心配ごと、市政への満足度・市政への要望など）と行政課題に応じて設定する項目により構成されます。

令和 2 年 10 月 8 日から 10 月 27 日にかけて、市内に居住する 18 歳以上の方 5,000 人（外国人を含む）を対象に、調査票を郵送し、郵送回答又はインターネット回答により回収する方法で実施し、回収率は 52.5 パーセント（2,627 人）でした。

■調査結果の概要

1 市政への満足度と要望

満足度は、1 位「バス・地下鉄などの便」、2 位「ご

みの分別収集、リサイクル」、3 位「良質な水の確保や安定供給」。要望は、1 位「地震などの災害対策」、2 位「病院や救急医療など地域医療」、3 位「高齢者福祉」でした。

2 心配ごと

心配ごとや困っていることについて、「自分の病気や健康、老後のこと」を回答した人が 53.7 パーセントで最多。「家族の病気や健康、生活上の問題」が 38.2 パーセント、「景気や生活費のこと」が 21.8 パーセントでした。

3 定住意識

今の住まいに住み続ける意向のある人は 69.3 パーセント、転居の意向のある人は 17.6 パーセントでした。

■横浜市の対応

調査結果は、庁内で周知・共有し、市政運営や政策立案に活かしていきます。また、図書館や市民情報センターで閲覧に供し、市政刊行物・グッズ販売コーナーで販売するほか、市ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/shiminisiki/>

第5次横浜市男女共同参画行動計画策定に向けて

横浜市男女共同参画審議会

令和2年10月22日

会長 江原 由美子

■機関等の概要

横浜市男女共同参画審議会は、横浜市男女共同参画推進条例に基づき、市長の附属機関として平成13年に設置されました。市長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項の審議を行っています。

■背景と経過

「第4次横浜市男女共同参画行動計画」の令和2年度末計画期間満了に伴う、「第5次横浜市男女共同参画行動計画」の策定にあたり、横浜市男女共同参画推進条例に基づき、令和元年10月に諮問を行いました。

審議会では、条例の基本理念と新たな法整備や国の動向、昨今の社会情勢を踏まえ、横浜市が取り組んできた様々な施策と、第4次横浜市男女共同参画行動計画の達成状況について検証され、横浜の現状と課題に基づき、今後注力すべき施策や新たに求められる取組について議論が進められました。

■答申等の概要

「第4次横浜市男女共同参画行動計画」の進捗状況や、国際社会及び国の動向、横浜市の状況などを踏まえ、今後、横浜市が取り組むべき男女共同参画の推進に関する施策について、次のとおりとりまとめられています。

- I 答申にあたって
- II 第5次行動計画の基本的な方針
- III 各施策の目標及び具体的取組
 - ・女性活躍のさらなる推進
 - ・安全・安心な暮らしの実現
 - ・誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり
 - ・行動計画の推進

■答申等に対する行政対応

答申を踏まえ、令和3年1月に「第5次横浜市男女共同参画行動計画（素案）」を公表し、素案に対するパブリックコメントを経て、令和3年3月に「第5次横浜市男女共同参画行動計画」として策定しました。

第3次横浜市大都市自治研究会答申

第3次横浜市大都市自治研究会

令和2年12月1日

座長 辻 琢也

■機関等の概要

国の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえながら、特別自治市の早期実現に向けて制度設計のあり方について審議をするため、市長の附属機関として、平成30年3月に「第3次横浜市大都市自治研究会」として設置しました。

■背景と経過

横浜市は、昭和31年に暫定的に創設された指定都市制度に移行して以来一貫して、横浜市にふさわしい大都市制度の創設を求めてきました。さらに、国における大都市制度改革の議論に合わせ、平成25年3月、指定都市制度を抜本的に見直し、横浜にふさわしい権限と税財源を持つ大都市制度である「特別自治市」制度の骨子や制度移行に向けた手続、制度実現までの取組等を示した「横浜特別自治市大綱」を策定し、制度の早期実現を目指しています。

こうした中、「横浜特別自治市大綱」、「第2次横浜市大都市自治研究会答申」や現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別自治市の制度設計のあり方について調査審議す

ることを諮問し、令和2年12月に「第3次横浜市大都市自治研究会答申」をいただきました。

■答申等の概要

答申は、次のような形でとりまとめられています。

- 1 大都市制度改革と横浜市の取組
 - (1) 横浜市の主な取組
 - (2) 大都市制度改革に係る動向と横浜市の対応
- 2 横浜市を取り巻く社会経済情勢等と特別自治市の必要性
- 3 横浜特別自治市の制度設計に関する論点
 - (1) 総論
 - (2) 事務・権限のあり方
 - (3) 税財政制度のあり方
 - (4) 広域連携のあり方
 - (5) 特別自治市における住民自治構造のあり方
- 4 特別自治市制度の早期実現に向けて
 - (1) 特別自治市の立法化に向けた取組
 - (2) 特別自治市実現までの対処策

■答申等に対する行政対応

本答申を踏まえ、令和3年3月に「横浜特別自治市大綱」を8年ぶりに改訂しました。

新たな劇場の整備の検討について（提言）

横浜市新たな劇場整備検討委員会

令和2年12月24日

委員長 高橋 進

■機関等の概要

横浜市における文化芸術の創造及び発信の新たな拠点となり、まちの活性化につながる新たな劇場の整備を検討するため、市長の附属機関として、令和元年度に設置しました。

■背景と経過

文化芸術の風土醸成や子どもたちの育成を図るとともに、さらなる魅力・賑わいを創出し、都市の活性化につながるため、新たな文化芸術の魅力を発信する劇場の整備の検討を「横浜市中期4か年計画2018～2021」に位置づけました。

令和元年度は検討委員会を6回開催し、提言（第一次）が取りまとめられました。令和2年度には検討委員会のもと、「基本計画検討部会」及び「管理運営検討部会」の専門部会を設置し、計13回にわたって検討が行われ、12月に提言が取りまとめられました。

■答申等の概要

新たな劇場の整備については、「事業効果や横浜の将来のまちづくりの発展などをふまえ、市民生活の安全、安心に関わる事業に影響を及ぼさないという前提のもと、市全体事業の優先順位を考慮することなどにより、整備に伴う負担は可能であり、妥当である」との提言がなされました。

■答申等に対する行政対応

提言をふまえ、基本計画の策定に向けた検討及び管理運営に関する検討をしました。

第12次横浜市消費生活審議会報告「若年者への消費者教育の在り方についての意見」 ～成年年齢引下げを踏まえた消費者被害の防止に向けて～

横浜市消費生活審議会

令和2年10月

第12次横浜市消費生活審議会会長 田中 誠

■機関等の概要

横浜市消費生活審議会は、横浜市消費生活条例に基づき、消費生活に関する重要な事項の調査、審議等を行うため、平成8年に設置された市長の附属機関です。

委員は、学識経験者、消費者、事業者の代表から構成されています。

■背景と経過

民法改正（令和4年4月1日施行）に伴い、成年年齢が引き下げられることにより、消費者被害が低年齢化する恐れがあり、若年者への消費者教育は喫緊の課題であることから、第12次横浜市消費生活審議会（平成30年10月1日から令和2年9月末）では、施策検討部会において、「若年者への消費者教育の在り方」をテーマに審議が行われ、第12次第3回横浜市消費生活審議会（令和2年9月開催）で意見書として取りまとめられ、令和2年10月に提出されました。

■答申等の概要

次の基本的な考え方と4つの対応の方向性が示されました。

【基本的な考え方】

- ・自ら考え、積極的に行動する消費者を育てる

【対応の方向性1】

- ・高校における消費者教育の推進

【対応の方向性2】

- ・大学・専修学校等における消費者教育の推進

【対応の方向性3】

- ・事業者、事業者団体、労働組合等における消費者教育の推進に向けた働きかけ

【対応の方向性4】

- ・啓発及び情報発信の効果的な手法の検討

■答申等に対する行政対応

審議会の意見等を踏まえて、若年者への消費者被害未然防止の取組を進めていきます。

「横浜市中心卸売市場のあり方に関する提言書」（経営展望）の改訂について（答申）

横浜市中心卸売市場開設運営協議会

令和2年10月14日

会長 山下 東子

■機関等の概要

横浜市中心卸売市場開設運営協議会は、横浜市中心卸売市場条例第74条の規定に基づき、市長の諮問に応じ市場の開設またはその業務の運営に関し必要な事項を調査審議する等の目的で設置されています。

■背景と経過

「横浜市中心卸売市場のあり方に関する提言書」の策定から10年が経過し、提言書策定時と大きく時代・環境が変化していることから、現在の実情に即した将来の展望を描くため、「横浜市中心卸売市場経営展望」を策定することとしました。

そして平成29年から、本場では16回のWG、食肉市場では12回の検討会を開催し、開設者・卸売業者・仲卸業者等の関係者による議論を行いました。

令和元年度からは、本場・食肉市場での議論を踏まえ、経営展望案について、開設運営協議会でご審議いただき、令和2年10月に答申をいただきました。

■答申等の概要

横浜市中心卸売市場本場及び食肉市場では、『横浜地域の「食」生活・「食」文化を第一に支える食品流通拠点へ』を目標とする。

本場では①集荷・販売力の強化、②県内・市内関係者との関係強化、③品質管理水準高度化、④流通構造の効率化・高度化・システム化、⑤市場流通環境の変化に向けた設備投資、⑥市場プロモーションと賑わい創出、⑦効率的かつ安定的な市場運営体制の整備という7つの戦略に取り組み、状況変化に応じた市場機能の実現と持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を目指す。

また、食肉市場では、集荷・卸売の強化、一層の品質管理・衛生管理、安定供給のための施設整備、消費の拡大という課題に対応するため、①市場関係者と連携した取組の強化、②高品質で安全・安心な食肉を供給、③食品流通の基幹的インフラとしての機能強化、④食肉の消費拡大に向けた積極的なプロモーションという4つの戦略に取り組む。

■答申等に対する行政対応

策定した経営展望に基づき各戦略に取り組むとともに、その取組状況について開設運営協議会で報告を行っていく予定です。

軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について

横浜市障害者施策推進協議会

令和2年6月29日

渡部 匡隆

■機関等の概要

障害者基本法第36条第3項の規定に基づき、本市に設置する附属機関。障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項や、障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議を目的とする。

■背景と経過

平成30年度の横浜市発達障害検討委員会（当協議会の部会）にて、増加する「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への施策の方向性について議論し、報告書を作成。この報告書を受け横浜市長が、対象児・者への具体的施策の展開について諮問。これに対し、横浜市発達障害検討委員会で検討を行い答申した。

■答申等の概要

対象児・者への施策を展開するにあたり、重要な視点を示したものの。

【要点】

1 気づきの促進と未来につながる支援（Right time & Bright life）

「早期発見・早期療育」だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなぐことが重要である（表題のフレーズを用いて、この理念を表現）。

2 地域社会全体の、包括的な支援体制の構築

障害児・者を主たる支援対象としない機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）も含め、地域社会全体で包括的な支援体制を構築することが重要である。

3 「^{ゼロ}次支援」の重要性

障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につなぐためには、障害児・者を主たる支援対象としない機関が、身近な地域の中で対象児・者の生きづらさに気づき、受け止めることが重要である。

■答申等に対する行政対応

答申で示された提言について、第4期障害者プラン等に反映の上、具体的な施策として展開していく。また横浜市発達障害検討委員会等で、取組状況や効果等を定期的に確認・検証する。

持続可能な自転車駐車場のあり方について

横浜市自転車等施策検討協議会

令和3年3月26日

会長 岡村 敏之

■機関等の概要

本市の自転車に関する施策の総合的な推進及び自転車等の駐車対策の推進について審議する機関として、平成26年度に横浜市自転車等施策検討協議会を設置しました。

委員は交通計画や自転車利用の専門的な知識を有する学識経験者のほか、住民代表、神奈川県警、鉄道・バス事業者など17名の委員で構成されています。

■背景と経過

横浜市では昭和60年に「自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、市営自転車駐車場の整備等により、必要な収容台数の確保に努めてきました。

条例の制定から30年以上が経過し、施設の老朽化や自転車を取り巻く社会状況の変化などにより、今後の自転車駐車場のあり方の検討を行う必要があるため、横浜市自転車等施策検討協議会に「持続可能な自転車駐車場のあり方」について諮問し、令和3年3月26日に答申をいただきました。

■答申等の概要

【答申に掲げられた主な実施施策】

- 1 管理運営手法の見直し
- 2 適正な料金体系の導入
- 3 公民連携手法の導入
- 4 民間による整備の更なる促進

■答申等に対する行政対応

答申の内容を踏まえ、市の方向性を検討していきます。

第32期横浜市社会教育委員会議提言 — 本市における社会参加のすそ野の拡大について —

第32期横浜市社会教育委員会議

令和2年11月

第32期横浜市社会教育委員会議議長 牧野 篤

■機関等の概要

横浜市社会教育委員会議は、社会教育法、横浜市社会教育委員条例に基づき設置される附属機関です。各期で社会教育に関するテーマを設定し、専門的な知見を有する委員により、解決策や対応策について協議いただき、その結果を提言としていただいています。

■背景と経過

本市では、社会や地域の課題解決に取り組む市民の学習グループが精力的に活動していますが、その数は時代の流れとともに減少傾向にあります。こうした中、新たな担い手として期待される若者や企業などを巻き込むための施策方針や、そのための社会教育行政の役割などを明確化するために、第32期横浜市社会教育委員会議では「本市における社会参加のすそ野の拡大」をテーマに議論いただきました。

■答申等の概要

- ・本市における社会参加のすそ野の拡大に向けて、「社会

参加のすそ野の見える化」と「人材育成と活用」を取組方針とする。

- ・「社会参加のすそ野の見える化」には、社会参加につながる多方面にわたる情報の集約や、情報の効果的な提供が必要である。
- ・「人材育成と活用」には、市民の社会参加を促すきっかけづくりを担う人材などコーディネーターの育成や、市民の学びを継続的に支援する仕組みづくりが必要である。

■答申等に対する行政対応

提言の取組方針に基づき、社会教育や生涯学習推進に関する施策を検討・実施していきます。